様式第5号 貸付担当			一部繰上償還予定年月					所 属 所 名 コード (ゴム印)		
一部	繰上值	遺還申出書		年			月			
組合員 氏 名 職員番号(ゴム印)	区分	貸 付 種 別	貸	付	番	号		貸付	年 月	日
	共 済	下記のいずれかに ○をつける						昭和·平 年	成・令和 月	日
		\								

住宅

円

教育

災害

一部繰	上	償	還	額	
毎 月 償 還 額	į				円
ボーナス償還額	į				円

特別

住宅災害

※ 毎月償還のみは10万円以上、ボーナス併用償還 は20万円以上を記入してください。

結婚

葬祭 介護構造

- ※ ボーナス併用償還の場合は、繰上償還額の2分の 1以上をボーナス償還に充当してください。
- ※ ボーナス償還に係る経過利息がある場合は、その額を加えた額が一部繰上償還額となります。

一部繰上償還後の償還方法(希望する番号に○を記入)						
1	2	3	4			
1回の償還額は 従前と同じくらい にする。	償還額を <u>毎月 円</u> 位に <u>ボーナス 円</u> 位に する。	償還回数は 変更しない。	償還回数を 毎月 回に <u>ボーナス 回</u> に する。			

- ※すでに償還した回数と繰上償還後の償還回数との合計が120回(10年)に満たなくなると住宅借入金等特別控除が受けられなくなります。
- ※申出時の未償還回数より回数を増やすことはできません。
- ※一部繰上償還後に、新たな償還額を変更することはできません。
- ※一部繰上償還後の償還方法 1、 2 を選択された場合には、希望する償還額に差が出ることがありますので、あらかじめご了承ください。

公立学校共済組合貸付規程第16条の規定に基づき借受中の貸付金を一部繰上償還し、繰上償還後の償還方法を上記のとおりとしたいので申し出ます。

公立学校共済組合埼玉支部長様

令和 年 月 日

所属所名

貸付種別

償還猶予金残

TEL

組合員住所

TEL

氏 名

- ※繰上償還予定月の前月15日 (閉庁日のときはその前日) までに提出してください。
- ※繰上償還予定月に退職等の資格喪失が見込まれる場合は、繰上償還をすることができません。
- ※借換えをする場合、送金月に当該種別の貸付けを繰上償還することはできません。
- ※給料の月額を確認するため、給与支給明細書の写しを裏面に貼付してください。

給与支給明細書の写し貼付欄

様式第 5 号 **貸付担当** □

·部繰上償還申出書

一部繰上償還予定年月 コード (ゴム印)

8

月

福利小学校 0 A 9 9

属所名

組合員 氏 名職員番号(ゴム印) 区 分 貸 付 種 別 貸付 番 号 貸付年月 昭和(平成・)介和 下記のいずれかに 埼 玉 太 郎 互助会 ○をつける *27* 年 7月25日 9 8 7 6 5 4

28

年

償還猶予金残欄に記入。

貸付種別 ·般 住宅災害 住宅 教育 災害 医療 結婚 葬祭 介護構造

部 繰 還 額 \vdash 償 *250,000* 毎 月 償 還 額 円 250,000 ボーナス償還額 円 0 鬥 償還猶予金残

<u>日億澤のなけ10万</u>以上、ボーナス併用償還は ださい。 休業等で償還を猶予した

ことがあり、かつ、猶予したは、繰上償還額の2分の1 てください。 金額が残っている場合は、

利息がある場合は、その 屋額となります。

一部繰上償還後の償還方法(希望する番号に○を記入)							
	2	3	4				
1回の償還額は 従前と同じくらい にする。	償還額を毎月 円位にボーナス 円位にする。	償還回数は 変更しない。	償還回数を 毎月 回に <u>ボーナス 回</u> に する。				

- ※すでに償還した回数と繰上償還後の償還回数との合計が120回(10年)に満たなくなると住宅借入 金等特別控除が受けられなくなります。
- ※申出時の未償還回数より回数を増やすことはできません。
- ※一部繰上償還後に、新たな償還額を変更することはできません。
- ※一部繰上償還後の償還方法1、2を選択された場合には、希望する償還額に差が出ることがありますの で、あらかじめご了承ください。

公立学校共済組合貸付規程第16条の規定に基づき借受中の貸付金を一部繰上償還し、繰上償還後の償 還方法を上記のとおりとしたいので申し出ます。

公立学校共済組合埼玉支部長 様

平成 28 年 7 月 10 日

さいたます互福利小学校 所属所名

TEL 048 - 830 - 6701

埼玉県さいたま市浦和区高砂〇-△-□

048 - 830 - XXXX TEL

将 至 **i**s 氏 名 太

- ※繰上償還予定月の前月15日(閉庁日のときはその前日)までに提出してください。
- ※繰上償還予定月に退職等の資格喪失が見込まれる場合は、繰上償還をすることができません。
- ※借替をする場合、送金月に当該種別の貸付けを繰上償還することはできません。
- ※給料の月額を確認するため、給与支給明細書の写しを裏面に貼付してください。

一部繰上償還を希望される方へ

-	
償還の種類	一部繰上償還(貸付金の一部返済)
提出書類	様式第5号「一部繰上償還申出書」
提出先	埼玉県教育局教育総務部福利課貸付・ライフプラン担当
120 田 九	〒330-0063 さいたま市浦和区高砂3-14-21 職員会館5階 私048-830-6701
提出期限	12月~8月の15日(土曜、日曜、休日等の場合は前日)
償還予定月	提出月の翌月(1月~9月)
納入期限	提出月の翌月の給料日(午前中まで)
繰 上 償 還	提出月の翌月初旬に福利課から所属所経由で送付する振込依頼書により、最寄り
繰 上 償 還 の 方 法	の金融機関から払い込んでください。(口座引落し・給与控除ではありません。)
07 万 五	また、納入期限を過ぎての払い込みはできません。
納入金額	一部繰上償還額に、ボーナス償還分の経過利息及び償還猶予金残額を加算した額。
繰上償還後の処理	入金確認後、新たな償還表を送付します。
定期償還額の変更時期	繰上償還予定月の翌月から、新しい定期償還額が控除されます。
繰上償還でき	・繰上償還予定月に退職等資格喪失が見込まれる場合
ない場合	・繰上償還予定月に借替を予定している場合
繰 上 償 還	「一部繰上償還申出書」を提出後に繰上償還を取り消す場合は、福利課貸付・ラ
の取消し	イフプラン担当(電話 048-830-6701)まで御連絡ください。
住宅借入金等特別控除	既に償還した回数と、繰上償還後の償還回数との合計が120回(償還期間10年
に係る留意点)に満たなくなる場合は、住宅借入金等特別控除が受けられなくなります。

申出書の記入上の注意事項

中山書の記入工の注意事項						
償 還 区 分	ポーナス併用償還の方	毎月償還のみの方				
申出書の区分	共済・互助会、貸付種別ごと(1種別につき1枚)に記入してください。					
貸付種別コード・貸付番号	最新の償還表を確認の上、記入してください。					
・貸付年月日						
	・毎月償還額とボーナス償還額の合計(繰上償還額)					
	が20万円以上	← = ₩ .m .+				
一部繰上	・繰上償還額の2分の1以上を、ボーナス償還分の返	・毎月償還額が				
	済に充当してください。(ただし、ボーナス償還分を	1 0 万円以上				
	全額返済する場合は除く。)					
	なお、ボーナス償還分のみの繰上償還はできますが					
	、毎月償還分のみの繰上償還はできません。					
	毎月償還の回数は、繰上償還予定月末の未償還回数の範囲内で設定してくださ					
一部繰上償還	┃。ただし、償還回数を1回とすることはできません。					
後の償還回数	還を行う場合は、毎月償還分の回数の変更はできませ	せん。				
(4の欄)	ボーナス償還の回数は、毎月償還で設定した回数の					
	6分の1以内で設定してください。					
	一部繰上償還後の1回当たりの償還額について調べ	べる場合は、下記のホームペー				
	ジで算出できます。					
	・共済組合ホームページの「一部繰上シミュレーション」					
一部繰上償還	https://www.kouritu.or.jp/saitama/tetsuduki/shikin/shokan/ichibu/index.html					
後の1回当た	・互助会ホームページの「償還額試算シート」					
りの償還額						
	毎月償還分については、他の貸付種別を含めた1回当たりの貸付償還金額の合計					
	が給料月額の10分の3(円未満切捨て)を超える設定はできません。					
	ボーナス償還については、給料月額の10分の6					
	(円未満切捨て)を超える設定はできません。					